

# 令和8年度那賀町もんてこい奨学金募集要項

## 1. 趣 旨

勉学に意欲を持ちながらも経済的理由により、高等学校から看護師を養成する学校（上限5年）・高等専門学校（4年生・5年生）・専門学校・短期大学・大学等に入学することができない方、又は就学することが困難となった方に、奨学金を貸与しております。

各学校において、授業料免除を受けている学生を除きますが、高等学校から看護師を養成する学校の学生については、この限りでありません。

## 2. 願書受付および面接期間

受付期間；令和8年2月2日（月）～令和8年3月31日（火）まで（必着）

面接期間；令和8年3月2日（月）～令和8年4月3日（金）までに対面により実施。

## 3. 出願の資格

- (1) 保護者の方が那賀町内に3年以上居住し、引き続き在住の見込みがあること。
- (2) 学校基本法に示す高等学校卒業程度以上の学校に在籍していること。ただし、高等学校から看護師を養成する学校の学生はこの限りでありません。
- (3) 学業及び人物が優秀で、かつ心身ともに健康であること。
- (4) 申請世帯員と連帯保証人に公金の滞納がないこと。
- (5) 申請世帯員の収入合計が日本学生支援機構が定めた収入基準を超えていないこと。

## 4. 貸与対象人員と貸与月額及び貸与期間

(1) 貸与対象人員；予算の範囲内において奨学金運営委員会で決定します。

(2) 貸与月額；月額50,000円以下

(3) 貸与期間；奨学生決定時から最短修業年限の終期まで

## 5. 利息と貸与方法

(1) 利息は、無利息です。

(2) 貸与方法；1箇月ごとに奨学生に貸与します。

## 6. 出願の手続き

次の書類を那賀町教育委員会へ提出してください。（令和7年3月31日までに必着）

### ①那賀町奨学生願書（様式第1号）

奨学生願書には、本人及び親権者の押印が必要です。

### ②世帯全員の所得証明書

### ③学業成績証明書及び内申書（様式第2号）

最終校長（大学等に入学する場合は高等校長）が発行するもの。

※奨学生決定以降、毎年4月末までに、在学する校長が発行する「学業成績証明書及び内申書」または、「学業成績証明書」の提出も必要となります。

### ④進学先の在学証明書（校長が発行する在学証明書。学生証のコピーは不可）

※入学前の方は、入学後直ちに提出してください。

### ⑤誓約書（保証書）（様式第3号）

連帯保証人は那賀町及び那賀町が結ぶ定住自立圏構想の関係市町村（阿南市・美波町・牟岐町・海陽町）に3年以上在住し、独立の生計を営む成人2人以上（別世帯）とし、かつ、連帯保証人としての返済能力があると認められることを要件としています。町長が不適当と認めたときは変更をお願いします。

※印鑑は、登録された実印で押印してください。

※連帯保証人は、出来るだけ収入がある60歳ぐらいまでの方をお願いします。

### ⑥連帯保証人（2名）の住民票・所得証明書・印鑑証明書

## 7. 面 接

町長及び教育長による面接を対面により、出願者及び保護者に対して実施します。

## 8. 選 考

那賀町では、出願書及び学業成績証明書及び意見書その他の資料を基にして、運営委員会に諮り適格度の高い者から奨学生を決定します。その際、出願書の記載内容等を確認するため必要な書類の提出を求めることがあります。

## 9. 採用決定の時期と通知

(1) 採用または不採用の決定通知時期は、毎年6月の予定です。

(2) 採用または不採用となった場合は、文書で出願者に通知いたします。

## 10. 奨学金借用証書の提出(貸与満了後)

奨学金の貸与が終了した時は、奨学金借用証書の提出が必要となり、連帯保証人2名(別世帯)も必要となります。提出方法は、貸与終了時に那賀町教育委員会から通知いたします。

※連帯保証人に一定の収入がなくなった場合は、連帯保証人の変更をお願い致します。

## 11. 奨学金の休止、中止及び復活

次に定めるときは、奨学金の貸与を休止し、中止し、又は復活いたします。

- (1) 奨学生が休学したときは、奨学金の貸与を休止します。
- (2) 休止された理由がなくなったときは、奨学金の貸与を復活することができます。
- (3) 以下の事由による場合は、奨学金の貸与を中止します。

- ・転校、退学又は正当な理由がなく学校を長期欠席したとき。
- ・奨学金の貸与を辞退したとき。
- ・学業成績又は素行が著しく不良となったとき。
- ・死亡又はその他の理由により卒業の見込みがないと認められるとき。

## 12. 返還について

- (1) 返還は、貸与終了の月の翌月から1年間据え置き、据置期間満了後から10年以内に月賦及び半年賦または一括の方法により返還していただきます。
- (2) 正当な理由なくして奨学金を返還すべき日までに、これを返還しなかったときは、延滞利息を支払わなければなりません。
- (3) 看護師免許を取得し、奨学生願書に記載された学校を卒業後3年以内に那賀町内の医療機関等に看護師として勤務した者は、在職期間について町が翌年度の奨学金の返還を奨学生に代わり行います。この場合は、那賀町内の医療機関等で看護師職として就労証明があった月数(1ヶ月に満たない月は切り捨て)に応じて翌年度の奨学金返還金を町が支払います。

※勤務先で証明していただく「就労証明書」を毎年4月10日までに提出してください。

## 13. 返還猶予

卒業後、上級校に進学したとき、または疾病その他の事由により奨学金を返還することが困難と認めるときは、相当な期間その返還を猶予することができます。

## 14. 返還免除

本人が死亡または心身障害の状態により、就業することが著しく困難となった場合は、奨学金の一部または全部の返還を免除することができます。

## 15. 奨学金返還金の還付

### (1) 還付対象者(条件)

- ①卒業後、15年以内に通算10年以上町内に住所を有して、居住していたと認められるときは、委員会に諮り返還金を還付することができます。

※「居住申告書(証明書)」を毎年4月末までに提出していただく必要があります。

### (2) 還付対象とならない場合は以下のとおりです。

- ①奨学金の貸与が中止された場合
- ②町が奨学生に代わり返還した奨学金がある場合
- ③奨学金の返還免除を受けた場合
- ④返還中に滞納がある場合
- ⑤申請世帯員に公金の滞納がある場合
- ⑥居住申告書の一部に虚偽事項を記載していることが判明した場合。

## 16. その他

- (1) 連帯保証人が死亡し、又は身分その他の重要な事項に異動を生じたときは、直ちに町長に届け出をしてください。

- (2) 申請書類等は、次の場所で配布しています。

那賀町教育委員会

☎ (0884) 62-1106

那賀町役場相生支所 地域振興室

☎ (0884) 62-1111

那賀町役場上那賀支所地域振興室

☎ (0884) 66-0111

那賀町役場木沢支所 地域振興室

☎ (0884) 65-2111

那賀町役場木頭支所 地域振興室

☎ (0884) 68-2311